

令和7年度 第1回恵庭市環境審議会・産学金官作業部会 会議録

1. 日時 令和7年8月28日(木) 10:30～12:00

2. 会場 恵庭市民会館 サークル研修室

3. 会議次第

(1) 開 会

(2) 挨拶

(3) 議 事

①審議事項

ア.「恵庭市の環境」令和6年度版(案)について

イ.「ゼロカーボン・ロードマップ」改定案の部会付託について

(4) そ の 他

(5) 閉 会

4. 内容(会議録)

※この会議録は、ICレコーダーでの録音を要約筆記したものです。

(「(1)開催」～「(2)挨拶」までは略) 市長は挨拶後退席

事務局 続きますして今年度の審議会に関しましては、委員の一斉改選はなかったところですが、年度初めての会議ともなりますので、委員の皆様におかれましては一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

副会長から順に反時計回りで委員の皆様へ一言ご挨拶いただき、事務局の方でその後ご挨拶させていただき、最後に会長の方からご挨拶と自己紹介をしていただきたいと思います。

(委員挨拶)

ありがとうございました。続いて、事務局から自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

最後に会長からご紹介よろしくお願いたします。

(会長自己紹介、挨拶)

会長どうもありがとうございました。

それではここで少しお時間をいただきまして、本審議会についてご説明いたします。
本審議会につきましては、環境基本条例の規定により、委員は12名以内、任期は2年となります。

審議会の審議事項といたしましては

- ①環境基本計画に関すること
- ②水道水源保全地域の指定および排水基準に関すること
- ③この他に環境の保全および創造に関する基本的事項

について、市長の諮問に応じて調査審議することとなっております。

本審議会につきましては会長が招集し、会長が議長となります。

なお、委員の半数以上の出席をもって会議を開催、成立することとなっております。

また、令和6年度から脱炭素のテーマに特化した産学官作業部会を設置しております。

こちらでも環境基本条例の各条項の規定により、臨時委員の委嘱、部会の設置、部会長の選出について定められているところです。

今日の審議事項の中で後ほど作業部会に関する担当についても審議ご説明させていただきたいと存じます。

以上をもちまして審議会のご説明を終了いたします。

(手元資料の確認)

以降の議事の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。

それでは会長よろしく願いいたします。

会長 本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会は、「恵庭市附属機関等の設置等に関する取扱要綱」第8条の規定によりまして、公開としますことをお伝えいたします。

なお、議事の進め方についてですが、議案ごとに事務局からの説明に対して意見や質疑をいただきたいと思います。

それでは、議題(1)の各審議事項に入らせていただきます。

まず、審議事項の「ア.「恵庭市の環境」令和6年度版(案)」について事務局より説明願います。

(事務局説明)

ただいまの事務局からの説明に関し、ご質問・ご意見はございませんか。

A委員 3ページ目の、自然保護監視員などの具体の活動について、適正管理とありますが、具体的にどのような事を行っているかについて記載を追加いただけると良いと思います。

事務局 具体でどのような事を行っているかについて、詳細を道にも確認し、記載を追加いたします。

A委員 5ページ目に「道が立入検査などにより」とありますが、何件くらい、どのような形で行われるか、その際は市にも通知が来るのかについて伺います。

事務局 具体の件数は市で把握していないため、道に確認します。
また、他の部局では道の検査となった際には市が同行する事もあります。
検査で問題があった場合、日常実際に係る事から市にも情報提供をいただく事が多いです。
道には立入検査がある際は情報をいただけるよう、連携について改めて依頼します。

A委員 6ページ目のばい煙への苦情についてですが、どのような案件でしたか。

事務局 市街化調整区域での案件でしたが、簡易の焼却炉からのばい煙に対する苦情がありました。
廃棄物管理課も同行し、基準を確認しましたが、基準に問題はなく、近隣の方にも説明し、現場にて苦情対応を行っていました。
顛末については個別の特定がされないような形で記載の中に入れられるかを検討します。

A委員 11ページ目の交通騒音調査について、地域類型にAとBの2種類がありますが、どのような法的等に基づいた規定なのか、AとBの違いについてお伺いします。

事務局 大きく分けると住宅地に近くあまり大きな音を立てないようという地域か、郊外で比較的許容度が大きい地域となりますが、決められている基準などはお調べして後日詳しく回答いたします。

A委員 13ページ目の記載内容が昨年と同じですが、令和2年度に改善勧告を行い、改善計画の実施中であるとの事ですが、改善勧告に対する改善がうまくいっていないのであれば、

更にアドバイスなどは行っているのでしょうか。

事務局 実際には規制の範囲内か、それを超えているものかというものについて、継続調査を行っていますが、規制値の境界付近で経過しておりまして、そのような状況ではなかなか法や条例による強い指導が難しい状況のため、石狩振興局と連携し、関係者とお話をしながら取り組みを行っているところです。

現在関係者とは良好な形で情報交換ができる状況にあるため、私どもも規制値内にある場合は信頼関係という部分も併せて慎重に関係者と協議しながらできるところから進めていただき、その結果について毎年継続をして計測を行っている状況です。

基準値があるので、そこをオーバーした場合は当然対応を求めますが、それについて関係者も、今の対策が不十分であれば次に個別プラスアルファで対策をとりますということもお話してもらっていますので、今後もきめ細やかに対応していきたいと考えております。

A委員 24ページ目のゴルフ場の農薬についてですが、結果的には問題ないという事ですが、どのような項目を検査して、どういう値だったのかというのを表に出す事は難しいのでしょうか。

事務局 基準値をクリアしている状態ですので、個別の場所とか数字を上げてデータを出すのは少し難しいかなと思われれます。

これが基準を超えているようであればもちろん事業者さんにも対応を求めて、そこについてどうなったかをもっと掘り下げて行きますが、良好な状態が続いているものから、あえて詳細を記載してないというところです。

全体を総括的な表現で記載するなど含めて、どういう形で掲載するかは今後の課題にしたいと思います。

A委員 33ページ目のアライグマについてですが、特に記載している次の行でも更に特にと表現されているので、細かいですが文章をまとめるなどしていただければと思います。

それから捕獲頭数についてですが、捕獲した次の年や2年後に被害額に影響するのではと思います。

例えば令和5年度は371頭の捕獲があり、令和6年度の被害額が384千円と減っているのですが、そのような形で捕獲すれば被害額が減っていくのではというところです。

ただ、令和6年度は290頭の捕獲で令和5年度よりも少ないので、予想としては令和7年度の被害額が増えてしまうのではないかと考えています。

被害額を市としては減らしたいというのは当然だと思いますので、被害額も減るような方向での捕獲を意識して実施していただけたらと思います。

また、34ページ以降の学校などでの活動の中に鮭の稚魚放流がありますが、どれくらい放流して戻ってくるのがどれくらいか、数が分かれば教えていただきたいという話を昨年度お伺いして、学校や河川管理者に分かれば確認するとの事でしたが、いかがでしょうか。

事務局 放流事業をもってどれくらい増えたかの因果関係をはかるのが難しいところであると聞いておまして、放流する行為自体が環境に優しい事を伝える形での掲載しております。

A委員 放流した鮭が回遊して戻ってきて、その生態全体を把握してもらう、それを全部含めて環境教育だという事をやった方がより身近に感じるのかなど。
放流するだけだと誰でもできる事ですので、結果が見えると事業の内容が更に分かるので、結果があつたらいいなと考えていましたが、具体は難しいようですね、分かりました。

会長 その他、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

B委員 57ページ(4)の事業者向けに見える化についてですが、令和5年度から23社のエネルギー使用量データの提供を受け実証実験・検証を行ったとの事ですが、どのような内容ですか。

また、その検証結果について事業者の皆さんと共有されているなどがありますか。

現在は38社が事業に参加されているとの事ですが、この見える化事業というものは自分達が単に可視化できているのみか、更に先の段階に進んでいるかについてもお伺いします。

事務局 見える化の結果については、各事業者にフィードバックする形で、その事業者のCO2推定排出量をお示ししております。

全体としてしまうと、他社が含まれた形になってしまい、色々なものが特定されてしまう恐れがありますので、現在は一対一でのフィードバックとなっています。

また実証結果ですが、これは国の統計では製造品出荷額ベースで頭割りされていたものを、今回は積み上げ式でおおよそ市内の製造品出荷額の8割程度を占める事業者さんから提供されたデータを製造品出荷額から逆算的に推計できないかという事を行いました。

そちらも実験用のデータという事で、経済産業省からデータの提供をいただいている関係上非公表データであり、産学官作業部会でも口頭でお伝えするなどまだ内部データに止まっているところです。

これが将来的に統計として認められる手法である事が証明できれば、個別の事業者が

特定できないような形での全体データとして傾向などをお伝えできる可能性はあります。

その可能性については、何年か継続した後に数字の正確性、妥当性をはかりながら検討を行っていきます。

B委員 頭割りのデータから実際のデータの積み上げ推計に代えていく実験が今の段階という事ですね。

事務局 おっしゃる通りです。

事業者の皆様へのフィードバックは個別に当然行いますが、他の事業者の取組への材料として提供するには至っていません。

精度向上という視点で積み上げ式での推計データに移行できないかという部分を目的としていました。

ただ、あくまでも見える化だけで終わりではなく、精度を上げた中で次のフェーズとしてどのような事をするか、後程ご説明する産学金官作業部会でロードマップ案を検討する中でも色々考えていきたいという流れです。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、私の方からも1点、ゼロカーボン・アクションプランでは再エネ電力の切り替えまで行くと、行動ベースで削減目標の約9割を達成できるとの記載ですが、現実には全量再生エネルギーというのは難しいのかなと思います。

事業者さんであればその事業内容によっても使うエネルギーも違いますし、一般家庭向けであれば分かるのですが、この辺のところを市ではどのようなお考えか教えていただければと思います。

事務局 アクションプランに関しては、市民生活の中で具体的にどのようなことをやれば削減に繋がるかというものを示しているものです。

家庭生活の中でこれを取り入れると、という視点で作っておりますので、会長がおっしゃるとおり、事業者向けとなりますと熱源やエネルギー使用量の規模が違いますので、そこは別口の話と考えております。

家庭の場合は小口で再生可能エネルギーの導入や、排出係数の少ない電力に切り替えることで少しでもCO₂の削減ができるのではないかという事でアクションプランに記載しているところです。

会長 ありがとうございます。

あと1点、こちらは産学金官作業部会で検討される内容だと思いますが、省エネについては割ととつきやすい、今できる事をやっていけばある程度のところまでは削減可能だと思います。

ただ、効果はあるけどなかなか取り組みは難しい項目もあるので、まずは一番効果があつてとつきやすいところをまず実施していただくとかなりの削減ができると思います。

どれを重点的に取り上げていくのかを判断する手法についてはどのような事をお考えですか。

事業者ではパレート図などを作って一番効果のある方法を選択します、例えば製品の不良率の削減などに取り組む際にそうした手法を使いますが、どのような手法を考えているかを教えていただければと思います。

事務局 市の取り組みとして、「地球温暖化対策実行計画～区域施策編」を作成しているところですので、全市的な広い取り組みでどんな事を行えば効果的かという部分は当然考えていかなければいけないのですが、いち自治体の取り組みで事業者の方や市民の皆様を巻き込んだ取り組みを進めていくのはなかなか難しいところが実際にはあります。

会長もおっしゃった通り、産学官作業部会の中でどういう事を市として打ち出せるかも含めて議論し、(連携協定先である)銀行さんやシステム会社さん、専門家の意見も伺ってたたき台を作り、親会である審議会でも意見をいただきながら決めていきたいと考えています。

会長 ありがとうございます。

資料編の20ページに「ゼロカーボン・アクション」チェックリストがあり、ここに色々なヒントとなる項目がたくさん挙げられていますが、中には取り組みが大変難しいものも書いてあります。

効果的な項目を挙げる選択が大変難しいところですので、十分に部会でも揉んでいただけたらと思います。

その他にご意見ご質問がなければ次の議題に入ります。

次の審議事項(2)「ゼロカーボン・ロードマップの改定案の部会付託」について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局説明)

それではこれにつきまして、委員からの質問ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

A委員 昨年度から何度かお話していますが、専門的な部会を作る事自体についてはいいのですが、「作業」をするために部会を作るのが本来の形なのか、専門的な部分を具体的に検討してそれを親会に上げていきますというのが私のイメージなのですが、本来行政がやるべき事を代わりに部会を作って「作業」させているようなイメージが残っているのです。

例えば各界に周知依頼を行う事も記載されていますが、呼びかけ・ヨコ展開を部会の委員さんがやる事なのかなと、周知方法や脱炭素への取り組み参加の勧奨方法の検討なら

分かるのですが、部会の委員さんに市がやる事を肩代わりさせているイメージが根強く残っているのです。

事務局 市の他の審議会でも作業部会という名称は一般的な使い方をしており、特に「作業」という言葉については委員がおっしゃったような意味を持つものではないですが、今回改めてそのようなご指摘をいただいたという事で、役割の表現についてはもう少し工夫して、語弊がないような形にしていきたいと考えております。

会長 その他、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
では、私の方からとなりますが、資料1に戻りますが、資料編の18ページにある二酸化炭素濃度のグラフについて、経年変化で直線的に増加しているように見えますが、これは直線ではなくわずかですが二次曲線になっており、上昇率が上がっていっていると読み取れます。
是非、部会においてもそうした根本的な話を考えていただき、どんなアクションを起こしていくのか、我々はどのように貢献しなければならないのか、大変難しい問題ですがご検討をいただきたいと思っております。

会長 その他、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

B委員 インセンティブシステムについて、一般家庭のエネルギーの見える化ということで開始されましたが、現在の状況や手ごたえについてお伺いします。

事務局 300世帯の登録を目標に開始しましたが、現在約270世帯の登録をいただいています、また世帯も現役世帯から高齢世帯、子どもさんの居る世帯など幅広い世代の登録がありますので、統計的には十分意味を持ったデータが得られるのではないかと考えております。
ただ、具体では電気料金の確認は最近ですと紙ではなくスマートフォンなどで登録しないと使用量が見えないので、少し拾い集めてくるのが大変な部分もあります。
もちろん、利用されている方への公報やインセンティブの内容、これは予算の兼ね合いもありますのでポイントそのものを増加させるのは難しいですが、うまく皆さんのモチベーションに繋がるような工夫を続けて参りたいと考えております。

B委員 インセンティブのポイントについての量的把握はされていますか。

事務局 開始初年度でまだポイント集計の締めを行っておりません事と、その使用実績はポイント発効後に明らかになります。
使用状況については委託事業者とも連携しておりますので、実態を把握できる仕組み

にはなっております。

ポイント付与後の利用可能期間も、インセンティブのメリットを感じて頂けるよう長めに設定しておりますので、時系列的には年や年度をまたいだ形で実績が上がって来る事を想定していますが、最終的にはどの年度に発行したポイントがどれくらい市内に循環したかは分かる仕組みです、結果が分かりましたら審議会等でも報告いたします。

B委員 はい、分かりました。

会長 その他、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

A委員 今年の夏は特に暑かったですが、小中学校へのエアコン設置などは全て終了しているのでしょうか。

事務局 設置は順次計画的に進めていると教育委員会からは聞いております、色々な補助も入ってやっておりますが、小中学校は13校ありますので、順次進めている状況との事です。

A委員 例えば高齢の方などへの自宅のエアコン設置に対する補助は検討されていますか。

事務局 現時点での補助は検討しておりません、予算の兼ね合いもありますので難しいところがありますが、例えば冷房機器のある公共施設の活用なども考えられます。

A委員 高齢で独り暮らしをされている方などが自宅から公共施設まで外出されるのも大変かと思えますが。

事務局 福祉的な要素もあり、また予算に係る部分もあるので現時点では難しい部分がありますが、将来に渡って全く可能性がないという話ではなく、行政課題であるとは認識しているところです。

A委員 はい、ありがとうございました。

会長 その他、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

それでは改めてのご質問ご意見がないようですので、審議事項のうち「ゼロカーボン・ロードマップの改定案の部会付託」については、事務局案および産学金官作業部会の設置目的・役割より、本件を産学金官作業部会への付託事項としてよろしいかお諮りいたします。

特段の異議がないようでしたら承認としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(各委員より異議なし)

それでは審議事項ゼロカーボン・ロードマップの改定については産学金間作業部会への付託事項として承認されました。

今後開催される専門部会にて事務局案、各委員案等を審議の上、次回の審議会にて答申をいただきますようお願いをいたします

事務局 委員の皆様のご承認ありがとうございます。

承認いただきましたことから、後日産学金官作業部会を開催し、審議の後成案となったものを本審議会に答申する流れで進めたいと考えております。

現時点での予定でございますが、資料にもお示しさせていただいた通り10月頃から部会を開催し、1月に本審議会いわゆる親会の方に成案を提出、答申という形を想定しております。

1月後半から末頃にはこの一連の事項を完結させるよう進めてまいりたいと考えております。

会長 よろしく願いいたします。

それでは議事①の審議事項につきましては以上で終了いたします。

最後にその他として全体を通して皆様のご意見がありましたらお願いいたします。

(委員より特段の意見等なし)

それでは以上をもちまして、本日の議事は終了となります。

委員の皆様、ご協力ありがとうございます、それでは事務局にお返しいたします。

事務局 議事の進行ありがとうございました。

それでは本日の議事につきましては全て終了となります。

会長並びに委員の皆様におかれましては本審議会に出席、ご審議いただき大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回恵庭市環境審議会を終了いたします。

以 上